

# 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

## 第7回本部員会議

### 次 第

日時 令和2年4月11日（土）

午前11時～

場所 県庁5階 502会議室

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 協 議

(1) 国内外の発生状況等について

(2) 本県における対応について

①県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について

②マスクの供給について

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

(4) その他

#### 4 閉 会

令和 2 年 4 月 11 日  
山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況について

### 1 世界の状況（厚生労働省発表：4月9日正午時点）

感染者数計〔200国・地域〕 1,479,046人（前日比 +86,622人）  
うち死亡者 87,651人（前日比 +6,493人）

<感染者が1万人以上の国別内訳>

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本 ※1	5,347	88	中国	81,865	3,335	オランダ	20,549	2,248
米国	430,376	14,768	イラン	64,586	3,993	カナダ	19,274	435
スペイン	146,690	14,555	英国	60,773	7,097	ブラジル	15,927	800
イタリア	139,422	17,669	トルコ	38,226	812	ポルトガル	13,141	380
ドイツ	113,296	2,349	ベルギー	23,403	2,240	オーストリア	12,852	273
フランス	82,048	10,869	スイス	22,711	704	韓国	10,423	204
						その他 ※	712	11

※ 日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち、陽性と確認された人数  
(国際輸送案件につき日本の感染者は含まれない)

### 2 国内の状況（厚生労働省発表：4月9日正午時点）

感染者数計 5,347人（前日比 +579人）45都道府県

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	226 (+18)	東京都	1,528 (+181)	三重県	15 (+2)	香川県	3
青森県	15 (+2)	神奈川県	376 (+48)	滋賀県	26 (+2)	愛媛県	26 (+1)
宮城県	38 (+2)	新潟県	39 (+2)	京都府	158 (+10)	高知県	47 (+10)
秋田県	9	富山県	17 (+2)	大阪府	589 (+64)	福岡県	192 (+26)
山形県	27 (+5)	石川県	72 (+6)	兵庫県	274 (+57)	佐賀県	11
福島県	33 (+4)	福井県	72 (+5)	奈良県	34 (+4)	長崎県	14 (+2)
茨城県	81 (+4)	山梨県	25 (+2)	和歌山県	31 (+3)	熊本県	23
栃木県	31 (+10)	長野県	21 (+2)	島根県	1 (+1)	大分県	41
群馬県	33 (+4)	岐阜県	77 (+7)	岡山県	16 (+1)	宮崎県	16 (+4)
埼玉県	271 (+29)	静岡県	16 (+1)	広島県	25 (+2)	鹿児島県	3
千葉県	341 (+25)	愛知県	294 (+21)	山口県	17	沖縄県	42 (+10)
				徳島県	3	その他 ※	98
						計	5,347 (+579)

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等(検疫所職員、空港検疫を含む)  
◀ 感染者未確認：2県(岩手県、鳥取県) ▶

(参考) 退院者数

国内感染者	クルーズ船	計
685	638	1,323

## 県内における新型コロナウイルス感染者の確認事例について

(R2. 4. 10 時点)

事例	確認月日	年代	性別	居住地	備 考
1	R2. 3. 31	20 代	女性	神奈川県	「米沢ドライビングスクール」 (米沢市花沢) の運転免許合宿参加のため来県
2	R2. 3. 31	60 代	男性	上山市	「花明りの宿 月の池」(上山市) 従業員 (調理担当)
3	R2. 4. 1	60 代	男性	新庄市	東京より帰宅後、発熱症状のある 親族 (※) あり
4	R2. 4. 3	60 代	女性	新庄市	事例 3 の同居家族
5	R2. 4. 3	30 代	女性	新庄市	事例 3 の同居家族
6	R2. 4. 3	30 代	女性	新庄市	事例 3 の親戚、事例 7、8 の家族
7	R2. 4. 3	10 歳未満	女性	新庄市	小学生、事例 3 の親戚、事例 6、 8 の家族
8	R2. 4. 3	乳児	女性	新庄市	事例 3 の親戚、事例 6、7 の家族
9	R2. 4. 4	20 代	女性	大蔵村	事例 5 の同僚 大蔵村の特別養護老人ホーム「翠 明荘」の職員
10	R2. 4. 4	20 代	男性	上山市	東京から来県した友人 (※) と接 触歴あり ヤマト運輸勤務
11	R2. 4. 5	50 代	女性	上山市	事例 10 の家族 小規模多機能型居宅介護事業所 「ながすず」勤務
12	R2. 4. 5	20 代	男性	米沢市	事例 10 の友人
13	R2. 4. 5	20 代	男性	鶴岡市	仙台市の英国風パブ (クラスター 発生施設) の利用あり
14	R2. 4. 6	20 代	男性	南陽市	事例 12 の友人 高畠ワイナリー勤務
15	R2. 4. 6	20 代	男性	高畠町	事例 12 の友人 高畠消防署勤務
16	R2. 4. 6	40 代	女性	高畠町	事例 10、事例 12 の友人の家族
17	R2. 4. 6	50 代	女性	飯豊町	事例 10 の同僚
18	R2. 4. 6	20 代	男性	鶴岡市	事例 13 と一緒に仙台市の英国風 パブ (クラスター施設) 利用あり
19	R2. 4. 6	50 代	男性	上山市	行動歴調査中
20	R2. 4. 8	40 代	女性	鶴岡市	事例 18 の家族
21	R2. 4. 8	20 代	男性	鶴岡市	事例 18 の家族
22	R2. 4. 8	40 代	男性	酒田市	行動歴調査中
23	R2. 4. 9	20 代	男性	鶴岡市	事例 13 の友人
24	R2. 4. 9	50 代	男性	高畠町	事例 15 の家族
25	R2. 4. 9	80 代	男性	高畠町	事例 15 の家族

26	R2. 4. 9	70 代	女性	高島町	事例 15 の家族
27	R2. 4. 9	20 代	女性	山形市	行動歴調査中
28	R2. 4. 10	50 代	女性	米沢市	事例 16 の同僚
29	R2. 4. 10	50 代	女性	米沢市	事例 16 の同僚
30	R2. 4. 10	50 代	女性	南陽市	事例 16 の同僚
31	R2. 4. 10	40 代	女性	酒田市	事例 22 の家族
32	R2. 4. 10	10 代	女性	酒田市	事例 22 の家族

(※) 都内の保健所に検査依頼中

<集計>

市町村別	感染者数
山形市	1
上山市	4
新庄市	6
大蔵村	1
米沢市	4(1)
南陽市	2
高島町	5
飯豊町	1
鶴岡市	5
酒田市	3
計	32(1)

年代別	感染者数
10 歳未満	2
10 代	1
20 代	11
30 代	2
40 代	4
50 代	7
60 代	3
70 代	1
80 代	1
計	32

男女別	感染者数
男性	14
女性	18
計	32

( )は、神奈川県在住

## 山形県民の皆様へ

県内では、県外からの来訪者や県外との往来に起因する感染が、家族や友人、職場にも広がっております。

県民の皆様には、丁寧な手洗いと咳エチケットなどの感染予防に今後もしっかりと取り組んでいただきますとともに、新型コロナウイルス感染症の予防の基本である「3つの密」、密閉、密集、密接を避けてくださるようお願いいたします。

また、感染拡大を防止するため、次の4点について御協力をお願いいたします。

- 1 県外との往来を控えてください。特に、「緊急事態宣言」の対象区域とされた7都府県との往来は、くれぐれも控えてください。出張や研修なども、当面の間、見合わせてください。
- 2 法要などの様々な行事について、当面の間、県外からの参加は見合わせてください。
- 3 県内においても、生活するうえで必要なものを除いて、不要不急の外出はできる限り控えてください。ご自身と周囲の方のためにも、慎重な行動をお願いします。
- 4 県外にいるお子さんや御親族などには、当分の間、来県を控えるよう、御家族からお伝えください。また、県外から来県された方は、2週間程度、自宅待機や在宅勤務などにより外出を控えてください。

県民の皆様の命と安全が何よりも大事です。一致団結して、この未曾有の難局を乗り切ってまいりましょう。

令和2年4月

山形県知事 吉村 美栄子

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 2 年 4 月 7 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

## 記

## (1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## (2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

## (3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 県立学校における新学期の対応について

### I 基本的な考え方

令和 2 年度の新学期においては、文部科学省の教育活動の再開等に関する通知（※）、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言、更には県の専門家等からの御意見などを踏まえるとともに、本県の状況を勘案した上で総合的に判断し、以下の具体的な対応を講じながら学校教育活動を再開することとする。

この場合、何よりも児童生徒の安全確保のため、基本的な感染防止策を徹底するとともに、学校における感染クラスター発生防止対策を講じるものとする。

なお、日々の状況の変化によっては、今後も必要に応じて追加的な対応を指示する場合がある。

（※文部科学省通知：令和 2 年 3 月 24 日付 元文科初第 1780 号「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」及び令和 2 年 4 月 1 日付 2 文科初第 3 号「「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）」）

\*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

### 1 本県が感染確認地域に区分される場合

#### （1）学校関係者（\*）に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、⑦こまめな換気、④十分に児童生徒間の間隔をとる、⑦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる 3 つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学校教育活動を行うものとする。

#### （2）学校関係者に感染が確認された等の場合

##### ① 学校関係者が PCR 検査受検の対象者と判断された場合

当該本人は、自宅待機（出席停止）とするとともに（1）と同様の対応とする。

##### ② 学校関係者が感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間の健康観察期間中、自宅待機（出席停止）とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 閉鎖解除後は、（1）と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

##### ③ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「臨時休業ガイドライン」という。）に基づき、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、臨時休業も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

### 2 本県が感染拡大警戒地域に区分される場合

臨時休業ガイドラインに則し、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、臨時休業を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

## II 対応

### 1 高等学校

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学校教育活動を行うこととする。この場合、生徒等の健康観察をこまめに行う。

#### (1) 学習活動・学校生活

- ・ 予定されている始業日より、学校を再開させることとする。  
この場合、生徒の安全確保のため家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認など健康観察を行うほか、別紙に掲げた基本的な感染症予防対策及び感染クラスター発生防止対策を徹底する。
- ・ また、学校における感染症対策について、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を構築し、学校保健委員会等を活用しながら実施すること。

#### (2) 部活動

- ・ 感染防止及び感染クラスター発生防止の観点から、別紙のとおり一部内容を制限して活動を行う。活動は平日のみとし、1日の活動時間は2時間以内とする。

#### (3) 学校行事（入学式、修学旅行等）

##### ① 入学式

各学校で当初予定していた日時に、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す、近距離の発声や合唱を避けるなどの工夫をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。

- (ア) 参加者は新入生及び教職員とする。
- (イ) 保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。
- (ウ) 在校生は必要最小限の参加とする。
- (エ) 来賓の参加は御遠慮願う。

##### ② P T A総会等学校関係者以外の者を含む学校における集会

開催の必要性を十分吟味すること。開催する場合であっても、参集範囲を可能な範囲で限定（50名未満）し、実情に応じた基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる3つの条件を低減させる対策を講じた上で実施すること。

##### ③ 修学旅行

当面の間、修学旅行は中止ではなく延期扱いとすること。修学旅行先についても海外はもとより国内で感染が拡大傾向にある地域を避けること。

なお、県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること。

##### ④ 校外研修

当面の間、校外研修を行わないこと。

※ ①及び②については、開催日の2週間前までに海外や3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた方の参加は御遠慮願う。

#### (4) 学校給食

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底する。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認）
- ・ 配食当番の生徒等の健康確認を行い、食事前の手洗い等を徹底する。
- ・ 換気の徹底、座席の配置、近距離での会話及び給食時の約束等について指導する。

#### (5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日の翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

## (6) その他

- ・ 上記(2)部活動及び(3)③修学旅行、④校外研修については、4月中の取扱いとし、5月以降の取扱いについては、発生状況等を踏まえ別途通知する。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

## 2 特別支援学校

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 高等学校と同様の対応とするとともに、以下の点に留意する。
- ・ 主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ・ 校外学習については、感染防止の観点から極力控えること。
- ・ 家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

### (2) 部活動

- ・ 感染防止の観点から極力控えることとし、実施する場合は「実施する上での留意点」(別紙)を十分踏まえること。

### (3) 学校行事

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。また、学校の状況に応じ、時間を分けて食べる、場所を分けて食べるなどの工夫をする。

### (5) 寄宿舍

- ・ 舎食は、給食の対応と同様とする。
- ・ 入浴は、時差をつける、一回あたりの入浴者数を制限するなどの工夫をする。
- ・ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにする。

### (6) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (7) その他

- ・ 昇降口での密集を避けるため、出入口を分ける、時差登下校とする等、工夫する。
- ・ 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。

## 3 小・中学校(市町村教育委員会への要請)

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 臨時休業中及び春休み中の課題の実施状況を確認するなど児童生徒の学習状況を把握し、補充のための授業や放課後等による補習の実施などについて配慮する。

### (2) 部活動

- ・ 高等学校の対応の範囲内とする。

### (3) 学校行事(入学式、修学旅行等)

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (6) その他

- ・ 放課後児童クラブ等の密集性回避のため、引き続き学校施設の利活用に協力する。

## ＜実施する上での留意点＞

### 1 県立学校における対応

#### (1) 共通項目

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動させない。  
（登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得る）
- ウ こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- エ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的に（1日1回以上）担当者を決めて実施する。
- オ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

#### (2) 学習活動・学習支援

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学習活動を行うこととする。

可能な範囲で座席間を離すこととし、1m以上離す・交互に着席するなどの対応ができない場合は、咳エチケットの要領でマスク（※）を装着すること。また、近距離での会話や発声等が必要な場合においても同様の対応を行うこと。

※マスクについては、必要に応じて「各学校における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について（令和2年3月25日付文部科学省事務連絡）」を参照に布製のものを作成するよう指示する。

#### (3) 部活動

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて部活動を行うこととする。

##### ア 活動内容・道具等の使用

- ・ 顧問は、参加生徒に対し活動前に健康観察を徹底すること。
- ・ 小グループで活動し屋内に多くの生徒が集まらない。大声は避ける。
- ・ 柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、チームスポーツにおいては、人が密集する機会を少なくし、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 文化部活動においては、大人数が集まって演奏や制作等をするものがないよう練習内容を工夫すること。吹奏楽では楽器を共有しないこと。合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 使い回す道具を使用した場合には、こまめに手洗いを行うこと。
- ・ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ、タオルの共用はさせない。

##### イ 環境整備

- ・ 屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。また、こまめな換気を行い（1時間に1～2回程度）、常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らない。

##### ウ その他運営に関する事

- ・ 部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染防止の工夫を行うこと。
- ・ 終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くする。
- ・ 自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は当面見合わせる事。

### 2 小・中学校における対応

学習活動・学習支援、部活動について、県立学校と同様の対応を依頼する。

なお、スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

## 県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県立学校において、感染防止対策及び体制整備の徹底を図ることとし、体制が整備された学校から順次再開することとした。

### 1 「学校再開に向けた緊急点検」の実施について

- 学校再開にあたり、安全な環境を確保するための対策が講じられているか、約 50 項目の点検項目を記載したチェックリストに基づき改めて点検を実施する。  
(点検項目の例)
  - ・ 始業時間の繰下げ等通学列車等における「3つの密」対策ができているか。
  - ・ 濃厚接触を緩和するため、授業時の座席配置ができているか。
- 上記基準の体制整備が図られた学校から順次始業する。
- 既に感染者が確認された地域の学校においては、感染者の状況等を踏まえ、より慎重に判断する。

### 2 児童生徒の出席停止措置について

- 学校の安全確保のため、児童生徒の中で、感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまでは、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している者については、欠席扱いとはせず出席停止とする。
- 始業前に、児童生徒及び保護者に周知を図るとともに、上記条件に該当する児童生徒については、学校に申告してもらう。

### 3 その他（令和2年度の新学期を迎えるにあたっての感染防止に向けた教育委員会の取組み）

- 児童生徒や保護者の不安解消のためのメッセージを発出する。
- 山形市等における通学列車等における「3つの密」対策について検討する。

※市町村教育委員会に対して、可能な範囲で同様の取扱いを行っていただくよう依頼した。

## 県内学校の始業延期等の状況について

(4月10日(金)16時時点)

## 1 市町村(小中学校)の状況

◇全市町村において、始業を延期または始業後に休業することとしている。

地区・市町村	始業	入学式	臨時休業期間	
村 山	山形市	4月16日(木)	4月17日(金)	4月18日(土)から 5月6日(水)まで
	上山市	4月16日(木)	4月17日(金)	4月18日(土)から 5月6日(水)まで
	天童市	4月20日(月)	5月8日(金)	4月21日(火)から 5月6日(水)まで
	山辺町	4月7日(火)・8日(水)	4月7日(火)～9日(木)	4月10日(金)から (期間未定)
	中山町	4月7日(火)・8日(水)	4月8日(水)・9日(木)	4月9日(木)等から 4月20日(月)まで
	寒河江市	4月7日(火)・8日(水)	未定	4月8日(水)等から 4月20日(月)まで
	河北町	4月20日(月)以降	4月20日(月)以降	未定 (4月20日(月)以降再開)
	西川町	4月6日(月)・7日(火)	4月7日(火)	4月13日(月)から 4月26日(日)まで
	朝日町	4月7日(火)	4月7日(火)・8日(水)	4月13日(月)から 4月26日(日)まで
	大江町	4月7日(火)・8日(水)	4月7日(火)	4月9日(木)から 4月22日(水)まで
	村山市	4月7日(火)・8日(水)	4月7日(火)・8日(水)	4月9日(木)から 4月19日(日)まで
	東根市	4月6日(月)・7日(火)	4月7日(火)・8日(水)	4月9日(木)から 4月22日(水)まで
	尾花沢市	4月6日(月)	4月7日(火)	4月9日(木)から 4月22日(水)まで
	大石田町	4月6日(月)	4月7日(火)	4月9日(木)から 4月22日(水)まで
最 上	新庄市	4月20日(月)・21日(火)	4月21日(火)・22日(水)	4月6日(月)から 4月19日(日)まで
	金山町	4月16日(木)以降	4月16日(木)以降	4月7日(火)から 4月15日(水)まで

最 上	最上町	4月20日(月)以降	4月20日(月)以降	4月6日(月)から 4月19日(日)まで
	舟形町	4月16日(木)・17日(金)	4月16日(木)・17日(金)	4月6日(月)から 4月15日(水)まで
	真室川町	4月18日(土)・19日(日)	4月18日(土)・19日(日)	4月7日(火)から 4月17日(金)まで
	大蔵村	4月21日(火)・22日(水)	4月22日(水)・23日(木)	4月6日(月)から 4月20日(月)まで
	鮭川村	4月20日(月)	4月19日(日)	4月7日(火)から 4月18日(土)まで
	戸沢村	4月18日(土)	4月18日(土)	4月7日(火)から 4月17日(金)まで
置 賜	米沢市	5月7日(木)	4月15日(水)・16日(木)	4月16日(木)等から 5月6日(水)まで
	南陽市	4月15日(水)～17日(金)	4月16日(木)以降	4月7日(火)から 4月14日(火)まで
	高畠町	4月26日(日)以降	4月26日(日)	4月7日(火)から 4月25日(土)まで
	川西町	4月20日(月)	4月19日(日)	4月7日(火)から 4月18日(土)まで
	長井市	4月6日(月)・7日(火)	4月7日(火)	4月8日(水)から 4月21日(火)まで
	小国町	4月6日(月)～8日(水)	4月7日(火)・8日(水)	4月9日(木)から 4月19日(日)まで
	白鷹町	4月6日(月)・7日(火)	4月7日(火)	4月8日(水)から 4月19日(日)まで
	飯豊町	4月6日(月)・7日(火)	4月7日(火)	4月8日(水)から 4月21日(火)まで
庄 内	鶴岡市	5月7日(木)	未定	4月7日(火)から 5月6日(水)まで
	庄内町	5月7日(木)	未定	4月7日(火)から 5月6日(水)まで
	三川町	5月7日(木)	未定	4月7日(火)から 5月6日(水)まで
	酒田市	4月20日(月)	4月21日(火)・22日(水)	4月7日(火)から 4月19日(日)まで
	遊佐町	4月7日(火)	4月7日(火)・8日(水)	4月9日(木)から 4月19日(日)まで

## 2 県立学校の状況

◇全ての県立学校が予定していた始業の日程(4月7日(火)～10日(金))を、  
当面の間(緊急点検を行い、点検項目をクリアするまでの間)延期としている。

令和 2 年 4 月 11 日  
産 業 労 働 部

## 福祉施設や学校等への布製マスク配布等の取組みについて

### 1. 対象施設及び必要枚数（本日現在の想定 日々調整中であり今後も変更があり得る）

区分	対象施設	対象者		必要枚数	備 考
福祉施設	○高齢者介護施設（特別養護老人ホーム等）	利用者、職員	90 千人	約 15 万枚	
	○障害者福祉サービス事業所	利用者、職員	31 千人		
	○保護施設等、低所得者のための施設・事業所	利用者、職員	1 千人		
児童関係施設	○保育所、幼稚園等	園児、職員	26 千人	約 11 万枚	
	○放課後児童クラブ、児童養護施設等	職員（児童分は学校分を含む）	2 千人		
学校	○県立中学・高校・特別支援学校	生徒、教職員	23 千人	約 11 万枚	
	○市町村立小中学校	児童生徒、教職員	75 千人		
	○私立高校等	生徒、教職員	10 千人		
合		計		約 26 万枚	

### 2. 配布の考え方

- ・対象者 1 人につき 1 枚の予定
- ・4 月中旬（15 日頃）から順次配布を開始する予定で生産者と調整中

### 3. 生産者

県内（各地域）の縫製事業者、ニット事業者等 10 数社

### 4. 配布の方法

県が全量購入し、配布の優先順位について配布対象施設を所管する関係部局等と調整しながら順次配布していく

### 5. 事業費

- ・当面、既決予算の流用等で対応
- ・総事業費の試算：@400 円×約 26 万枚＝約 104 百万円（学校分を除く場合：約 60 百万円）

### 6. 県民向け販売について

施設・学校等への配布の取組みで確保された生産体制を活かし、県内産の布製マスクが県内の販売店等に供給され、県民の方々が店頭で購入できるような仕組みづくりにも取り組んでいく。

以上

令和 2 年 4 月 1 1 日  
防災くらし安心部  
子育て若者応援部

## 「愛のマスク運動」について（案）

### 【目的】

慢性的なマスク不足の中、手作り布マスクを作製し寄贈する活動「愛のマスク運動」を県民総活躍で支援することにより、県内全域の支え合い・思いやりの輪を広げていく。

### 【事業の概要】

志のある県民が、手作り布マスクを作製し、県内の就学前児童等に寄贈する活動「愛のマスク運動」に取り組む個人・団体を支援する。

### 【想定される個人・団体】

- ・山形県婦人連盟（会員 4, 5 0 0 人） 1 7 市町村
  - ・NPO 法人
  - ・個人のボランティア
- など

以上

# 令和2年度補正予算(第1号)の概要

## 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費

167,058億円

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

18,097億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)〔1,490億円〕  
(PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等)
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)〔10,000億円〕

### (2) 雇用の維持と事業の継続

106,308億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕

※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用に係るものであり、20時間以上の雇用に係るについては、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。

- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

### (3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 18,482億円

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

### (4) 強靱な経済構造の構築 9,172億円

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

### (5) 今後への備え 15,000億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

## 2. 国債整理基金特別会計へ繰入 999億円

## 補正予算の追加歳出計 168,057億円

## 緊急経済対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 総合経済対策	9. 8兆円 程度	19. 8兆円 程度
II. 緊急対応策第1弾・第2弾	0. 5兆円 程度	2. 1兆円 程度
III. 新たな追加分	29. 2兆円 程度	86. 4兆円 程度
合計	39. 5兆円 程度	108. 2兆円 程度

(注1) I. は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち今後効果が発現すると見込まれるものをいう。

(注2) II. は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るものをいう。

## I 雇用の維持と事業の継続

### (1) 財政面

- 雇用の維持 (厚生労働省)
  - 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大【8,330億円】
    - 助成率の引上げ (中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業 9/10、大企業 3/4)。非正規雇用労働者の対象への追加 (別紙のとおり)
    - 申請書類等の簡素化。審査体制強化により申請から支給までの期間を短縮 (2か月⇒1か月) [県の対応] 県社会保険労務士会と連携した県内企業の申請に対する支援 (調整中) [山形労働局の対応] 相談対応・申請処理体制の強化を実施 (予定)
- 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援 (経済産業省)
  - 『持続化給付金』【2兆3,176億円】
    - 特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等 その他各種法人等に対する給付金を創設
      - 給付対象者
        - 中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者等・その他各種法人等で、新型コロナウイルス影響により売上減少50%以上(前年同月比)
        - 給付額 (前年の総売上 (事業収入)) - (前年同月比▲50%月の売上×12月)
          - ※上限額…法人:200万円以内、個人事業者等:100万円以内 (詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表)
    - 中小企業生産性革命推進事業 (ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金)【700億円】
      - 感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を対象に補助率等を引き上げた特別枠を設置
        - ものづくり補助金: 補助率引き上げ (1/2→2/3)
        - 持続化補助金: 補助上限を引き上げ (50万円→100万円)
        - IT導入補助金: 補助率引き上げ(1/2→2/3)、支援対象に新たにハードの一部を追加

### (2) 金融面

- 資金繰り対策 (経済産業省)
    - 日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (マル経含む)【1兆471億円】
      - 日本政策金融公庫に加え商工組合中央金庫等が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」において、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、売上の減少割合など一定の要件を満たした事業者に対して、利子補給により実質無利子化 (当初3年)
      - 商工会・商工会議所が窓口となつているマル経融資(新型コロナウイルス対策特枠 (貸付限度額:1,000万円)も、既往債務の借換を可能とし、利子補給により実質無利子化 (当初3年)
    - 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関を通じた資金繰り支援【2兆7,014億円】
      - 政府が新たに措置した都道府県の制度融資を活用する枠組みを通して、本県において県商工業振興資金制度の中に新たな資金を創設し、県内民間金融機関が公庫に準じ当初3年間無利子の融資を実施するとともに、信用保証付き既往債務の借換も可能とする。
        - 対象要件: 個人事業主 (売上減少5%以上) : 保証料ゼロ、無利子(当初3年)
        - 中小・小規模事業者 (売上減少15%以上) : 保証料ゼロ、無利子(当初3年)
- 貸付限度額: 3,000万円

### (3) 税制面

- 固定資産税・都市計画税の軽減
    - 中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税について、売上減少に  
応じ減免 (30%以上→1/2に軽減、50%以上→全額免除)
  - 納税の猶予
    - 収入減少 (20%以上) の全ての事業者に無担保・延滞税なしで1年間納税を猶予 (法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象)
  - 欠損金の繰戻還付の拡充
    - 前年度に納付した法人税の一部の還付を受けることができる欠損金の繰戻還付制度の対象に  
ついて、資本金1億円以下の中小企業者から、特例で資本金10億円以下の企業まで対象を拡大
- 《参考》 その他公共料金など
- 公共料金 …①上水道・下水道、②NHK、③電気、④ガス、⑤固定電話・携帯電話
    - 支払い猶予や供給停止の猶予などの柔軟な対応を行うよう、政府が関係事業者へ要請中
  - 社会保険料…①健康保険、②国民健康保険、③厚生年金
    - 厚生年金保険料等に関する換価の猶予や納付の猶予、国民健康保険の保険料徴収猶予等
  - 生活に困っている世帯や個人への支援 (生活支援臨時給付金 (仮称)) (総務省)
    - 生活に困っている世帯に対し、生活維持のために必要な資金 (1世帯当たり30万円) を支給

## II 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

### 観光・運輸業、飲食業、イベント等に対する支援

- Go To キャンペーン事業 (内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省)【1兆6,794億円】
  - 感染症流行が収束した後の一定期間に限定して、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等を対象に、Go To キャンペーン (仮称) として、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。
    - 観光等 (Go To Travel キャンペーン (仮称))
      - 旅行者等経由で、旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等を付与 (最大1人あたり2万円分/泊)
    - 飲食 (Go To Eat キャンペーン (仮称))
      - オンライン飲食予約サイト経由で飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与 (最大1人あたり1,000円分)
      - 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券 (2割相当分の割引等) を発行
    - イベント・エンターテインメント等 (Go To Event キャンペーン (仮称))
      - チケット会社経由で、イベント等のチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与 (2割相当分)
    - 商店街 (Go To 商店街キャンペーン (仮称))
      - 商店街等によるイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施 (経費負担など)

# 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

## 別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

新型コロナウイルス感染症特例措置		緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
特例以外の場合の 雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める <u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))</u>
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間
		経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主（全業種）  生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)  被保険者が対象  4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))  やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす  クーリング期間の撤廃  被保険者期間要件の撤廃  3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を上げる**措置を別途講じる